

御幸森小学校跡地活用事業に関する基本協定書（案）

大阪市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、御幸森小学校跡地活用事業に関する活用事業者募集プロポーザルにおいて、乙より提案された事業内容（以下「提案事業」という。）の実現に関する基本的事項について、次の条項により基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、御幸森小学校跡地の活用を円滑に実施するための必要な諸手続き並びに甲及び乙の義務について定めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義に重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（提案内容の履行）

第3条 乙は提案事業の全てを誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は、提案事業の実施にあたっては、「御幸森小学校跡地活用事業に関する活用事業者募集プロポーザル実施要領」に定める各条項を遵守しなければならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾がない限り、提案事業の変更をしてはならない。
- 4 甲は、乙に対し、公共公益上、必要と認めるものについて、合理的な範囲で提案事業の変更を求めることができる。
- 5 法制度の変更などやむを得ない事由により、提案事業を変更する必要がある場合は、乙は、甲に対し、提案事業の趣旨を損なわない範囲内で、変更を申し入れることができる。
- 6 乙は、提案事業の用に供する施設（以下「提案施設」という。）を第三者に貸し付ける場合、第三者が大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であるときは、契約を解除することを契約書に定めなければならない。
- 7 乙は、提案事業の実施に際して、疑義が生じたときは、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

（貸付契約）

第4条 本協定締結後、令和4年4月1日までに募集要領VII(3)に示す市有財産賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（基本協定の存続期間）

第5条 本協定の存続期間は、本協定締結日から契約の満了日までとする。

(施設運営)

第6条 乙は、運営開始までに、地域住民に対し提案事業についての説明会を開催し、活用内容等について説明しなければならない。

2 乙は、提案施設の運営にあたり、甲及び地域団体と運営状況や防災および地域活動について確認を行う会議を、少なくとも年2回開催しなければならない。

3 甲により提案事業についてその趣旨及び提案内容のとおり行われていることを確認するため、乙は運営開始前に本市と協議の上、別途定めるモニタリング事項を、甲に報告しなければならない。

4 乙は、建築物及び各種設備に関する定期点検及び保守点検のうち、官公庁へ報告が必要なものについては、乙の責任において、関係法令に基づき適切に実施の上、実施後は、甲に対しても点検結果報告書を提出しなければならない。

(基本協定の地位の譲渡等)

第7条 乙は、甲の書面による承諾がない限り、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項による譲渡等に当たっては、本協定に定める甲、乙の権利義務関係を承継する事項が含まれていなければ、甲は承諾を行わない。

(協定履行の調査等)

第8条 乙は、甲が本協定の履行に関して調査をするときはこれに協力するものとし、甲が必要な資料を求めたときは、乙はこれに応じるものとする。

(甲に対する届出義務)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、直ちに、その旨を甲に書面で届出するとともに、提案事業の実施、継続に関して、速やかに甲と協議しなければならない。

(1) 主たる事務所の所在地、名称、代表者、定款若しくは寄付行為を変更したとき。

(2) 監督官庁により営業取消若しくは会社更生の申立てを受け、または自ら営業を休止若しくは停止したとき。

(3) 滞納処分、強制執行、仮差押さえもしくは、仮処分、または競売の申立てを受けたとき

(4) 企業担保権実行手続き開始の申立てがあったとき、破産もしくは更生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき、または、民事再生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき

(5) 特別清算開始の申立てがあったとき

(6) 手形不渡り、事実上の倒産、長期の活動停止、上場廃止、有価証券報告書の虚偽の記載など、提案事業の実現・継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき

(7) 解散、もしくは合併したときなど会社の支配に重要な影響を及ぼす事項が生じたとき

(8) 前各号に定めるものの他、提案事業の実施・継続が困難となるような事態が発生したとき。

(基本協定の解除権)

第10条 本協定に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず乙がこれを是正しないときは、甲は本協定を解除することができる。

2 令和4年4月1日までに契約の締結に至らなかった場合は、甲は本協定を解除する。

3 乙が、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第8条第1項第6号に基づき、乙が同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、甲は本協定を解除する。

4 契約締結後に契約を解除した場合は、同時に本協定を解除する。

(違約金)

第11条 本協定の締結から契約締結までの間に、乙の責により甲が本協定を解除した場合は、乙は賃料年額に相当する額を、甲が指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合、甲は、乙より応募申込時に納付された申込保証金を違約金の一部に充当し、乙に返還しない。

(協定の担当)

第12条 本協定にかかる協議について、甲の担当は生野区長とする。

(疑義の決定)

第13条 本協定に定めのない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議の上決定する。

(専属的合意管轄裁判所)

第14条 本協定に関する訴えの第一審に係る専属的合意管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 大阪市長

乙 (事業予定者)